

【参考1】 受講資格

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第10条第3項

一 保育士の資格を有する者

※科目④⑤⑥⑦は受講免除

二 社会福祉士の資格を有する者

※科目⑥⑦は受講免除

三 学校教育法の規程による高等学校（旧中等学校令による中等学校を含む）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を終了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を終了した者を含む）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（以下、高等学校卒業者等という。）であって、2年以上児童福祉事業に従事した者

四 教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者

※科目④⑤は受講免除

※特別支援学校の教員免許、臨時免許状、特別免許状、養護教諭免許のみの者、免許更新を受けず失効している者、過去の臨時免許状特別支援など期限のある免許であった者、免許証が未更新の者も含む

五 学校教育法による大学（旧大学令による大学を含む）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

六 五の学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を取得したことにより、大学院への入学が認められた者

七 六の研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

八 外国の大学において、五に規定する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

九 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めた者

十 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの

※中卒者等も含む

【参考2】 研修科目

- ① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
- ② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
- ③ 子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ
- ④ 子どもの発達理解
 - ※一 保育士、三 教諭は受講免除
- ⑤ 児童期（6歳～12歳）の生活と発達
 - ※一 保育士、三 教諭は受講免除
- ⑥ 障害のある子どもの理解
 - ※一 保育士、二 社会福祉士は受講免除
- ⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解
 - ※一 保育士、二 社会福祉士は受講免除
- ⑧ 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
- ⑨ 子どもの遊びの理解と支援
- ⑩ 障害のある子どもの育成支援
- ⑪ 保護者との連携・協力と相談支援
- ⑫ 学校・地域との連携
- ⑬ 子どもの生活面における対応
- ⑭ 安全対策・緊急時対応
- ⑮ 放課後児童支援員の仕事内容
- ⑯ 放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守